

○ 農林水產委員會

內閣提出法律案（二件）

番号	件	名	院議先	参議院
月日	提出	付委員会	議本會議	衆議院
年月日	衆議院	付委員会	議本會議	衆議院
8	7	畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案		
肉用子牛生産安定等特別措置法案				
"	衆	院議先		
九、三	衆、九、三	月 提 出		
一一、三	衆、一一、三	付 委 員 会		
可 決 一三、五	可 衆、一三、五	議 員 會		
可 決 一三、六	可 衆、一三、六	議 本 會		
一〇、三	衆、一〇、三	付 委 員 会		衆 議 院
可 決 二、八	可 衆、二、八	議 員 會		
可 決 二、八	可 衆、二、八	議 本 會		
	衆本會議趣旨説明 參本會議趣旨説明 一、二、二	備 考		

衆議院議員提出法律案（二件）

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案  
(閣法第七号)

要旨

本法律案は、近年の牛肉の輸入をめぐる事情の変化に対処して、国産牛肉を引き続き畜産振興事業団の価格安定操作の対象としてその価格の安定を図りつつ、事業団の業務及びその実施方法等について所要の見直しを行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、輸入に係る牛肉等に関する規定の改正

事業団が行う買い入れ、売り渡し等の業務の対象から、輸入に係る牛肉等を除外することとともに、牛肉の輸入についての事業団の一元的な運営機能に関する規定を削除することとする。

二、事業団の業務の追加

畜産経営の改善等に資するため、事業団の業務の範囲に、主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供の業務を追加することとする。

三、指定助成対象事業についての補助の機動的な実施に資

指定助成対象事業についての補助の機動的な実施に資

するため、その補助等に要する経費として事業団が政府からの交付金に係る資金から支出することができる額の限度に関する規定を削除することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案は、牛肉の輸入に係る事情の変化に対処して、畜産振興事業団が輸入牛肉についての買い入れ、売り渡し等の業務を行わないこととするとともに、これに伴う所要の業務を行おうとするものであります。

また、肉用子牛生産安定等特別措置法案は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処して、当分の間、畜産振興事業団に肉用子牛についての生産者補給交付金等の交付の業務を行わせるとともに、同交付金等の交付その他食肉に係る畜産の振興に資する施策の実施に要する経費の財源に関する特別の措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取

するとともに、両法律案を一括して議題とし、審査を行いました。

質疑の主な内容は、畜産をめぐる諸情勢の変化、保証基準価格の水準及び算定方法、牛肉の自由化決定が我が国畜産に与える影響、肥育経営の安定対策、生産コストの低減、国境措置のあり方、牛肉需給の見通し、畜産物の安全性等であります。その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員より反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、肉用子牛生産安定等特別措置法案について、日本共産党を代表して諫山委員より修正案が提出されましたが、本修正案は予算を伴うものでありましたので、国会法第五十七条の二の規定に基づき内閣の意見を聴取いたしましたところ、佐藤農林水産大臣より、政府としては反対である旨

の発言がありました。

続いて、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員より、修正案に賛成し、原案に反対する旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、まず、修正案は賛成少数をもつて否決され、肉用子牛生産安定等特別措置法案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、九項目にわたる附帯決議を行いました。

次に、遊漁船業の適正化に関する法律案は、遊漁船の利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資するため、遊漁船業を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進し、遊漁船業の健全な発達を図るためにの措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、別に質疑もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

## 肉用子牛生産安定等特別措置法案（閣法第八号）

### 要旨

本法律案は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処して、当分の間、畜産振興事業団に都道府県肉用子牛価格安定基金協会が交付する肉用子牛についての生産者補給金に充てるための生産者補給交付金等の交付の業務を行わせるとともに当該生産者補給交付金等の交付その他食肉に係る畜産の振興に資する施策の実施に要する経費の財源に関する特別措置等を講ずることにより、肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図り、農業経営の安定に資することを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、畜産振興事業団は、都道府県知事の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会（以下「都道府県協会」という。）が、肉用子牛の生産者に交付する生産者補給金に充てるため、当該都道府県協会に対し、生産者補給交付金を交付することとする。

二、生産者補給交付金の金額は、肉用子牛の再生産を確保することを旨として定める保証基準価格から肉用子牛の

平均売買価格を控除した金額を基礎に算定することとする。

この場合、平均売買価格が、肉用子牛生産の合理化により実現を図ることが必要な肉用子牛の生産費を基準として定める合理化目標価格を下回るときは、都道府県協会の生産者積立金から生産者補給金の一部を交付することとする。

三、牛肉及び特定の牛肉調製品に係る関税収入を、生産者補給交付金等に充てるための畜産振興事業団への交付金の交付並びに繁殖、育成及び肥育を通ずる肉用牛生産の合理化、食肉等の流通の合理化等に資する施策の実施に要する経費に充てるための特定の財源とすることとする。

四、畜産振興事業団の財務及び会計については、生産者補給交付金等の交付の業務についての区分経理等所要の措置を講ずることとする。

五、畜産振興事業団による生産者補給交付金等の交付は、昭和六十五年度から、牛肉等に係る関税収入についての特別措置は、昭和六十六年度から実施することとする。

なお、昭和六十五年度の生産者補給交付金等の財源として、本年度から昭和六十五年度までの間の畜産振興事

業団の輸入牛肉差益の一部を充てることとする。

ができることとする。

### 三、全国遊漁船業協会

農林水産大臣は、遊漁船業の健全な発達を図ることを目的として設立された公益法人を全国に一を限って全国遊漁船業協会として指定するとともに、同協会が定める適正営業規程に従つて営業する遊漁船業者は、その登録を受け、一定の様式の標識を掲示することとする。

#### 要旨

本法律案は、遊漁船の利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目指的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、遊漁船業の届け出

遊漁船業を営もうとする者は、あらかじめ、その営業所ごとに、都道府県知事に所定事項を届け出なければならぬこととする。

#### 二、気象情報の収集等

遊漁船業者は、気象情報を収集し、営業所ごとに利用者名簿を備え置かなければならないこととともに、都道府県知事は、農林水産省令で定める遊漁船業者の遵守事項を遵守していない者に対して改善命令を出すこと

#### 委員長報告

六一ページ参照

#### 四、遊漁船業団体

都道府県知事は、遊漁船業者等を構成員とする営利を目的としない法人であつて、遊漁船業者に対する指導等を適切かつ確實に行うことができると認められるものを、遊漁船業団体として指定することができる」ととする。